

第9編 米調査

目 次

1. 目的	1
2. 調査内容	1
2.1 測定地点	1
2.2 分析項目と評価について	1
2.3 分析方法	1
3. 測定結果および評価	2

1. 目的

本調査は、岐阜市椿洞地内の産業廃棄物不法投棄現場場外において、米の重金属汚染の現状を調査することを目的として実施するものである。

2. 調査内容

2.1 測定地点

試料の採取は不法投棄現場の周辺3箇所と比較対照とする3検体にて行った。
試料採取の情報を表2.1試料採取条件に示す。

表2.1 試料採取条件

	採取地点	品種	採取日	
1	粟野西地内	ハツシモ	2004年10月6日	現場周辺
2	粟野西地内	ハツシモ	2004年10月20日	
3	粟野西地内	モチミノリ	2004年10月14日	
4	岐阜市東北部 第一カントリーエレベーター	ハツシモ	2004年10月13日	比較対象
5	岐阜市北西部 第二カントリーエレベーター	ハツシモ	2004年10月13日	
6	岐阜市南部 市橋ライスセンター	ハツシモ	2004年10月13日	

2.2 分析項目と評価について

カドミウム (Cd)

我が国のコメのカドミウムの基準値は、食品衛生法に基づく食品規格基準として、「玄米は、カドミウムを1 ppm (1 kgの玄米中に1 mgのカドミウム量) 以上含んではならない」と定められている。

さらに、食糧庁では、30年以上前から0.4 ppm以上1 ppm未満のコメ(玄米)を農家から買い上げ、工業用のノリとして処理している。

今回は椿洞周辺の米を分析し、上記の観点から評価を行った。

鉛 (Pb)

現状コメに含まれる鉛については、日本国内の規格基準としては存在しない。

よって、コーデックス委員会 (FAO / WHO 合同食品規格委員会、1962年にFAOとWHOが合同で設立した国際的な食品規格等の策定を行う政府間機関) が検討している魚類中の鉛の基準値0.2 ppm以下を評価の対象とした。

2.3 分析方法

昭和34年12月28日 厚生省告示第370号 第1食品D条

乾式灰化 - フレーム原子吸光法 にて分析を行った。

3. 測定結果および評価

測定結果を下表に示す。

	採取地点	カドミウム (Cd) ppm	鉛 (Pb) ppm	
1	粟野西地内	0.16	0.05未満	現場周辺
2	粟野西地内	0.05未満	0.05未満	
3	粟野西地内	0.07	0.05未満	
4	岐阜市東北部 第一カントリーエレベーター	0.07	0.05未満	比較対象
5	岐阜市北西部 第二カントリーエレベーター	0.06	0.05未満	
6	岐阜市南部 市橋ライスセンター	0.09	0.05未満	
基準値		1	0.2	

鉛については全ての地点で定量下限値以下であった。

カドミウムについては食品衛生法基準値を下回っている。カドミウムについては定量下限以上の検出であるが、もともと多くの玄米は0.01～0.20 ppmの範囲でカドミウムが含まれることが知られている。

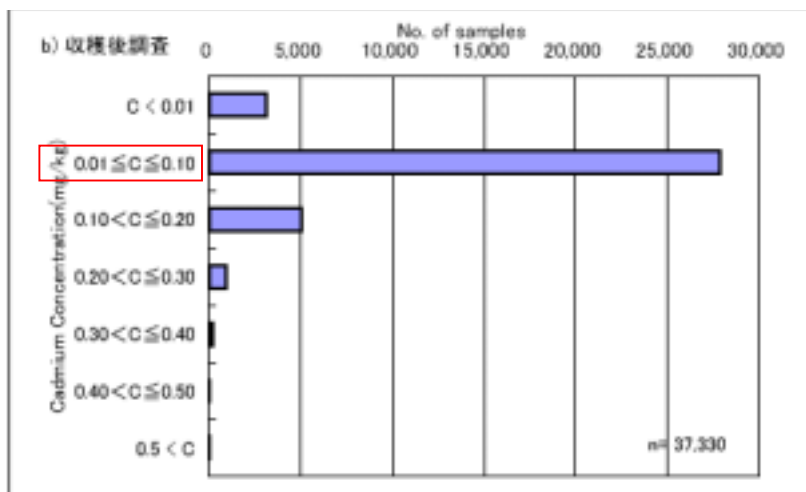
現場周辺1～3の検体と、比較対照とした他地区4～6との差はみられない。

下に農林水産省が全国の玄米中カドミウムの調査を行った結果を示すが、椿洞周辺の玄米は、カドミウムの結果が全国平均的な数値であることがわかる。

b) 収穫後調査

全試料数	最小値 (mg/kg)	最大値 (mg/kg)
37,250	< 0.01	1.2

カドミウム濃度 (mg/kg)	試料数	割合 (%)	累積試料数	割合 (%)
C < 0.01	3,113	8.4	3,113	8.4
0.01 ≤ C ≤ 0.10	27,839	74.7	30,952	83.1
0.10 < C ≤ 0.20	5,057	13.6	36,009	96.7
0.20 < C ≤ 0.30	946	2.5	36,955	99.2
0.30 < C ≤ 0.40	201	0.5	37,156	99.7
0.40 < C ≤ 0.50	55	0.1	37,211	99.9
0.5 < C	39	0.1	37,250	100.0



出典先: 農林水産省消費・安全局農産安全管理課ホームページ
平成14年12月 FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)への提出調査結果より